

サービス等利用計画作成のご案内

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するには、「サービス等利用計画」または「障害児支援計画」の作成が必要になります。サービスの利用を希望している方につきましては、計画の提出をお願いいたします。

<計画の作成が必要な方（対象者）>

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用している方、もしくは今後利用される方。

※サービスを利用している方のうち、地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援・訪問入浴/施設入浴サービス）のみの利用の方は、計画の作成は必要ありません。

<サービス等利用計画とは>

サービス等利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）です。

計画には、本人の希望する生活を実現するために必要となる幅広い支援から、適切なサービスの組み合わせが選ばれ記載されます。

サービス等利用計画は、相談支援事業所が作成するものと本人や家族、支援者が作成するもの（セルフプラン）の2種類あります。

<サービス等利用計画を活用する目的及び利点>

- ① 相談支援事業所から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ② 一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③ 本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人が希望する生活をかなえるために必要な支援を受けることができます。

<相談支援事業所が作成する場合>

サービス等利用計画は、市が指定する「指定特定相談支援事業所」・「指定障害児相談支援事業所」が作成します。相談支援事業所への相談や、計画作成についての費用は発生しません。無料で計画を立ててもらうことができます。

<セルフプランを作成する場合>

セルフプランは、本人が作成を希望し、自分自身（家族・支援者含む）でサービスの利用調整ができる方を対象者とし、本人や家族、支援者等が作成します。セルフプランを提出する場合、セルフプランを希望する旨の申出書も必要になります。

サービス利用の流れ

<サービス等利用計画の作成方法>

- ① サービス利用のために、障害福祉サービスの支給申請書を市役所へ提出します。
- ② 市役所から状況確認の連絡があります。
※同時にサービス等利用計画を作成するのか、セルフプランを作成するのかの聞き取りがあります。ご不明な点やご質問についてもお答えします。
- ③ その後、市役所から「利用計画案提出依頼書」「計画相談支援給付費支給申請書」「計画相談支援依頼（変更）届出書」が送られてきます。
- ④ 計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所と契約をし、計画案を作成してもらいます。
- ⑤ 作成された計画案と「計画相談支援給付費支給申請書」「計画相談支援依頼（変更）届出書」を、市役所へ提出します。
- ⑥ 市役所から、「支給決定通知書」「受給者証」が届きます。
- ⑦ 相談支援事業所へ通知が届いたことを伝えてもらい、最終的な計画を作成してもらいます。
- ⑧ 最終的な計画をもとに、サービスを利用します。

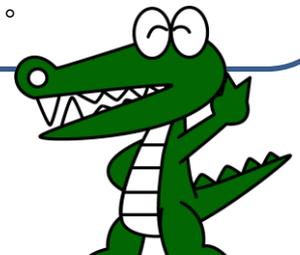


セルフプランを作成する場合

- ① 市役所から、セルフプラン記入用紙・セルフプラン申出書をもらい、サービス利用の計画を立てます。
- ② 作成されたセルフプランを市役所へ提出します。
- ③ 市役所から、「支給決定通知書」「受給者証」が届きます。
- ④ セルフプランをもとに、サービスを利用します。

障害支援区分の認定が必要な場合

サービスを利用するために障害支援区分の認定が必要な場合は、認定調査を受けます。認定調査後に介護給付費等支給審査会にて障害支援区分認定が認定されます。障害支援区分が認定されれば、計画案（セルフプラン）を市役所へ提出し、受給者証を発行してもらいます。



(問合せ先)

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ・豊中市障害福祉課
相談支援係 | 電話：6858-2224 FAX：6858-1122 |
| ・豊中市立障害福祉センターひまわり
相談支援擁護係 | 電話：6863-7061 FAX：6866-0811 |
| ・豊中市おやこ保健課
保健企画係 | 電話：6858-2285 FAX：6846-6080 |